

## 平成31年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月)午後1時30分から2時19分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

|         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| 会長      | 1番  | 内川  | 昭二  |
| 会長職務代理者 | 2番  | 野町  | 亜理  |
| 会長職務代理者 | 3番  | 大久保 | 暢夫  |
|         | 4番  | 千光士 | 伊勢男 |
|         | 5番  | 西岡  | 大作  |
|         | 6番  | 栗山  | 浩和  |
|         | 7番  | 福本  | 隆憲  |
|         | 8番  | 渡辺  | 禎宏  |
|         | 10番 | 有澤  | 節子  |
|         | 11番 | 西岡  | 秀輝  |
|         | 12番 | 樋口  | なぎさ |
|         | 13番 | 小松  | 茂雄  |
|         | 14番 | 竹内  | 忠吉  |

4. 欠席農業委員(1人)

9番 山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 土居  | 森澤 | 和義 |
| 井ノ口 | 小松 | 昌平 |
| 穴内  | 長野 | 榮徳 |
| 赤野  | 大野 | 實  |

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第5号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 事務局長       | 大坪 | 浩久 |
| 事務局次長兼振興係長 | 小松 | 幸司 |
| 事務局農地係長    | 岡田 | 元一 |

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人です。欠席委員は、9番山内芳幸委員で、所要のため欠席との連絡がございました。また、14番竹内忠吉委員から遅参の届けがっております。

次に事務の概要報告をいたします。

1月31日に、芸西村で安芸・室戸地区農村女性リーダーのつどいが開催され、内川会長、大久保会長職務代理、岡田係長が出席しております。

2月4日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、小松次長が出席しております。

2月4日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、小松次長が出席しております。

2月12日に、安芸市農業再生協議会第4回総会が開催され、内川会長が出席しております。

2月15日に、高知市で農業委員会活動交流集會が開催され、岡田係長が出席しております。

2月22日に、日高村で安芸郡市農業委員会協議会視察研修が開催され、野町会長職務代理、有澤節子委員、樋口委員、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に野町亜理委員及び大久保暢夫委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（小松） 報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について説明いたします。議案書は1ページからになります。今回は4件届出が出ています。

届出番号1番です。

議案書は1ページと2ページにまたがっています。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北甲の11筆で、面積は合計7,962㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。

議案書は2ページと3ページにまたがっています。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の9筆で、面積は合計2,963㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。

議案書は3ページから8ページまでです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津と井ノ口甲の44筆で、面積は合計で13,952.52㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。

議案書は8ページになります。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居と井ノ口甲の8筆で、面積は合計3,959㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(小松) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は9ページになります。今回は3件申請が提出されています。

まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内乙の1筆で、地目は田で、面積は280㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを作付する予定となっております。申請地は譲受人が利用しているハウスの南側で道路に面した部分でして、ハウスの敷地の他の部分は譲受人の名義ですが、申請地の部分のみ譲渡人の名義でしたので、今回正式に名義を統一するために所有権を移転することになったものです。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。新城集落内にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地確認は2月12日に竹内忠吉委員と長野榮徳委員にいただきました。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻、芋5,416㎡を栽培しておりまして、今回の申請地には、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻、芋を栽培し、農業を営んでおりまして、年間364日従事予定者が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,696㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には今まで通りナスを作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は3,830㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズを作付する予定となっております。

所在地につきましては、11ページの左側に地図がございます。国重遊園地の南東に位置する農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地確認は2月12日に大久保暢夫委員と小松昌平委員にさせていただきました。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ブルーベリー、ユズ、水稻等25,786.22㎡を栽培しておりまして、今回の申請地には、ユズを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はブルーベリー、ユズ、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、年間340日従事予定者が1名、年間230日従事予定者が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が29,616.22㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の4筆で、地目は畑で、面積は合計1,865㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズを作付する予定となっております。

所在地につきましては、11ページの右側に地図がございます。旧アキ友瓦製造所の北東に位置する農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地確認は2月14日に西岡秀輝委員と中平秀一委員にさせていただきました。

現地は長期間に渡って耕作されていなかったため、耕作放棄地となっていましたので、耕作放棄地復旧及び解消計画を提出していただいております。今年の8月から除草作業等を行い、10月に土を入れ、11月頃までにユズの植栽が可能な状態にする計画となっております。ただし、ユズの苗を購入して実際に植えるのは来春予定であり、それまでの間は除草等の維持管理に努めるとのことです。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ユズ、大根等野菜類10,585㎡を栽培しておりまして、今回の申請地には、ユズを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれ

ます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズ、大根等野菜類を栽培し、農業を営んでおりまして、年間190日従事予定者が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が12,450㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を竹内忠吉委員、大久保暢夫委員、西岡秀輝委員、お願いします。

14番竹内委員 申請番号1番について、事務局と長野委員と確認してきました。報告の通りです。

3番大久保委員 申請番号2番です。事務局と小松昌平委員と確認してきました。報告にあったとおりです。

11番西岡委員 申請番号3番です。事務局の小松さんと中平委員と確認してきました。報告にあったとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(小松) 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は12ページになります。今回は2件出ております。

まず申請番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書の記載どおり、申請地も記載どおりで川北甲の4筆です。地目は田と畑で、面積は合計4,212㎡となっております。当初は平成27年3月2日から平成37年3月1日まで10年間の利用権の設定がされておりましたが、農地の変更や借賃の変更をしたいとのことで一旦合意解約の通知が提出されたものです。

来月、新たな設定内容で利用権の申し出がある予定です。

次に申請番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書の記載どおり、申請地も記載どおりで穴内乙の1筆です。地目は田で、面積は1,542㎡となっております。

当初は平成24年2月25日から平成25年2月24日までの1年間の賃貸借権が設定されており、3条での賃貸借契約であるため、現在までずっと自動更新されていましたが、自動車専用道路用地として売買するため、合意解約の通知が提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 　　質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番から8番までについてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（小松） 　　議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の申請番号1番から8番までについて説明いたします。議案書は13ページからになります。

まず、申請番号1番と2番は、借受人が同じであり、隣接地で一体的利用をしているため2件をあわせて説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内甲の農地3筆で、地目は全て田で、面積は1番と2番の合計1,903㎡です。ナスを栽培する予定で、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

レンタルハウス事業を活用して建てた既存のハウスが自動車専用道路用地として取用されるため、ハウスの移転先として借りるとのことです。

所在地につきましては、15ページの左側に地図がございます。大夫屋地にある堆肥センターの東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は20年ですが双方同意しているので適当と思われます。

借賃算定基準につきましては、穴内地区のナスの賃借料平均は10a当たり米6.74俵代に対し、本件は10a当たり米7俵代であります、双方同意しているので適当と思われまます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われまます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しております、耕作すべき全ての農用地(7,940㎡)を耕作しています。今回の申請地(1,903㎡)でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計2,327㎡です。

借受人は新規就農者で、今回、親のハウス付きの農地を借り就農する計画です。ナスを栽培する予定で、15年間の使用貸借契約をし、賃借料は、無償の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページの右側に地図がございます。

J A北支所の南西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ですが双方同意しているので適当と思われまます。

借賃算定基準につきましては、使用貸借契約なので無償です。

借賃の支払方法につきましても、無償です。

次に、全部効率利用要件につきましては、借人は、新規就農者であり、今回の申請地(2,327㎡)では、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計3,334㎡です。

水稻を栽培する予定で、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの左側に地図がございます。  
井ノ口地区と僧津地区との境界周辺に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は3年ですが、双方同意しているため適当と思われま

す。借賃算定基準につきましては、井ノ口甲地区の水稲の賃借料平均は、10a当たり米0.95俵代に対し、本件は10a当たり米1俵代ですが、双方同意しているため適当と思われま

す。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われま

す。次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、水稲を栽培しておりまして、耕作すべき全ての農用地(32,237㎡)を耕作しています。今回の申請地(3,334㎡)でも、水稲を栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれま

す。次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間250日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれま

す。申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地2筆で、地目はどちらも畑で、面積は合計2,396㎡です。

ユズを栽培する予定で、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり23,030円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの右側に地図がございます。  
入河内地区内に点在している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は20年ですが、双方同意しているため適当と思われま

す。借賃算定基準につきましてはユズの賃借料平均は10a当たり23,030円であり、本件は10a当たり23,030円ですので適当と思われま

す。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適当と思われま

す。次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ユズを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(4,682㎡)を耕作しています。今回の申請地(2,396㎡)でも、ユズを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれま

す。次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日

数は年間350日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次の申請番号6番から8番までは、農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計2,876㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定をしておりますして、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で新規設定する計画です。なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。  
JA東支所の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきまして、お配りしましたA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年であります。双方同意しているため適当と判断しております。

借賃算定基準につきましては、川北甲地区の賃借料平均は10a当たり73,820円であり、本件は、10a当たり72,000円であり、双方同意しているため適当と思われま。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月28日に口座振込で支払うため適当と思われま。

全部効率利用要件と農作業常時従事要件につきましては、農地中間管理機構である譲受人が農地中間管理事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合、要件は適用されないとなっておりますので、特に問題ありません。

次の申請番号7番と8番については、転借予定者が同じですので合わせて説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地は、7番が井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,289㎡です。8番は西浜の農地1筆で、地目は田で、面積は2,363㎡です。7番と8番の合計面積は3,652㎡となります。

作物は転借人がショウガを栽培する予定をしておりますして、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は井ノ口乙の方は10a当たり40,000円、西浜の方は10a当たり50,000円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、18ページの左右に地図がございます。  
井ノ口乙の方は、山田橋から西に約350mの位置にある農地です。  
西浜の方は、JA安芸集出荷場の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきまして、お配りしましたA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は3年ではありますが、双方同意しているため適当と判断しております。

借賃算定基準につきましては、ショウガの賃借料平均はありませんが、本件は10a当たり40,000円及び50,000円であり、双方同意しているため適当と思われま

す。借賃の支払方法につきましては、毎年12月28日に口座振込で支払うため適当と思われま

す。全部効率利用要件と農作業常時従事要件につきましては、農地中間管理機構である譲受人が農地中間管理事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合、要件は適用されないとなっておりますので、特に問題ありません。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、全ての案件で農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えま

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番から8番までについては、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番から8番までについては、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、同じく議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(小松) 議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の申請番号9番について説明いたします。議案書は14ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計3,337㎡ですナスを栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの左側に地図がございます。井ノ口地区と僧津地区との境界周辺に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙

のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は5年ですが、安定して耕作できるので適当と思われると思います。

借賃算定基準につきましては、井ノ口甲地区のナスの賃借料平均は、10a当たり米5.71俵代であり、本件は10a当たり米6俵代ですが、双方同意しているので適当と思われます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、ユズ、トマト等を栽培しており、耕作すべき全ての農用地(11,561㎡)を耕作しています。今回の申請地(3,337㎡)では、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番については、原案どおり決定いたしました。

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第5号、非農地証明願について説明いたします。

今回は1件申請が提出されています。議案書は19ページをご覧ください。

申請番号1番です。現地の写真をお配りいたします。申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は4筆です。場所は土居の土居公民館から西へ約80mの位置にあります。登記簿地目は田及び畑、現況地目は宅地です。地図は20ページをご覧ください。

704番2及び707番3は昭和47年月日不詳から、704番3は昭和62年月日

不詳から、808番1は昭和41年月日不詳から建物敷地の一部となり現在に至ります。安芸市税務課資産税係で固定資産税課税台帳を確認したところ、記録の残る平成14年度以降は宅地として課税されていました。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地確認は平成31年2月12日に福本隆憲委員、渡辺禎宏委員、中平秀一委員にいただきました。

議長 7番福本委員 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、渡辺禎宏委員、お願いします。2月12日に渡辺委員、中平委員、事務局の岡田さんと現地を確認してきました。報告のとおりです。

8番渡辺委員 福本委員、中平委員、事務局の岡田さんと現地を確認してきました。間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(小松) 来月の定例会は3月25日月曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

事務局(岡田) 2月22日の金曜日に委員3名と安芸郡市農業委員会協議会の視察として日高村に行ってまいりましたので、そのご報告をさせていただきたいと思っております。お手元にA3サイズの資料をお配りしています。

日高村保健センターで事業の説明をしていただいた後、株式会社イチネン農園日高村農場という、シュガートマトの次世代型ハウスの見学に行っていました。

視察の参加者は全体で28名、そのうち安芸市からは自分と野町亜理委員、有澤節子委員、樋口なぎさ委員の4名が参加しました。

日高村では昭和35年頃よりトマト促成栽培に取り組んでいて昭和60年に誕生した糖度7以上の高糖度トマト、シュガートマトが主力です。

平成26年度に農業委員会等が実施したトマト生産者に対する営農意向調査では担い手不足などにより生産量が10年後に約30%減少するという調査結果が出たため、平成27年度にトマト産地拡大推進会議をスタートさせ、平成28年度には株式会社イチネンホールディングスの農業参入について協定を締結したとのことでした。

株式会社イチネン農園日高村農場では約2.3haの高軒高の次世代型ハウスで生産を行っています。右側に写真を4枚ほど載せていますが、特に右下の緑色に曇ってしまっているのが施設の内部を写したものです。

ハウスの内部は立ち入り禁止になっており、透明なシート越しに撮影したため、写真は曇った感じになっています。入り口にもエアーシャワーが設置されており、衛生管理が徹底されていきました。写真を見ていただくと、腰の位置辺りにプランターがあり、その上に栽培されていきました。26年度に大規模な水害があり、被害を受けた経験から、同規模の水害があっても影響を受けないように上にあげたとのこと。そのため、高軒高ハウスになったとも聞きました。

その他、日高村の成長戦略ではトマトを中心に、レストランを併設した宿泊施設の建設やオムライス街道として特産のシュガートマトを主とした食の提供をするなど多角的な取り組みが行われています。

また、一緒に参加した委員の方々にも一言ずつ感想をお伺いしたいと思います。

2 番野町委員 日高村は、長年治水に悩まされた地域だということで、新しい成長戦略として、シュガートマトを中心として農業を発展させよう、そして村の繁栄を目指していこうと取り組んでいました。

私がすごく印象に残ったのは、トマトの生産を中心として全ての人が村で活躍できるという目標を持ってプランを立てたということです。また、たくさんの大きなハウスが建っていますが、そのハウス建設のために、農業委員会で知恵を絞って、農地を集約化したり、段差を解消したり、水害にも強い栽培方法を探して現在に至っているという話を聞き、私たちも安芸市の農業委員として、こういう働きが出来ればいいなと思ったところです。

1 0 番有澤委員 規模がすごく大きくて、ちょっと分からないところもありました。ハウスの中が見れず、トマトがなっているところも見れなかったのが残念でした。また、せっかく日高村のレストランに行ったのに、昼食でトマトが出てなかったのも残念でした。そのため、帰りに店に寄ってもらってトマトを買って帰りました。

1 2 番樋口委員 せっかくエアーシャワーなど衛生管理を徹底している割には、ハウスの入り口手前の休憩室や、入り口の床が、葉っぱが落ちていたりして汚かったのが気になりました。

4 番千光士委員 ひとつ聞かせて欲しい。経営状況はどうでしたか？

2 番野町委員 経営は、まだ採算ベースには乗っていない状況でした。

4 番千光士委員 この日高村は後継者にも困っている状況だと聞いている。経営の見通しが立たないのでは、規模拡大するのも善し悪しだと思う。

2 番野町委員 確かにそういう見方もありますね。

1 3 番小松茂雄委員 床が汚かったのは、天敵農法だったのでは。

2 番野町委員 そうです。天敵農法でした。

1 0 番有澤委員 汚かったのは、生活面もあると思います。

事務局（岡田） それぞれご感想ありがとうございました。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました